

上天草市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における人身事故の防止並びに輸送経路及び避難経路の確保を目的として、避難路等に面する危険ブロック塀等の撤去を実施する者に対し、予算の範囲内で上天草市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難路等 次に掲げる要件のいずれかに該当する道路をいう。
- ア 上天草市地域防災計画（上天草市防災会議が定める災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号ロに掲げる市町村地域防災計画をいう。）において定める避難所に至るまでの道路
 - イ 上天草市耐震改修促進計画（市が定める建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項に規定する市町村耐震改修計画をいう。）において定める地震発生時に通行を確保すべき道路
 - ウ 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、児童生徒が通学のために小学校及び中学校の長が指定した通学路
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、石積塀、レンガ塀その他市長が認めるものをいう。
- (3) 危険ブロック塀等 次に掲げる全ての要件に該当するブロック塀等をいう。
- ア ブロック塀等が面する道路面からの高さが80センチメートル以上のもの
 - イ ブロック塀等自体の高さが60センチメートル以上のもの
 - ウ 市長が別表1及び別表2の点検表に基づき安全対策が必要と評価し

たもの

- (4) 撤去工事 危険ブロック塀等を除却又は処分することをいう。
(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

- (1) 避難路等に面する全ての危険ブロック塀等の撤去工事を行う事業
(2) 危険ブロック塀等の一部を残存させるために、当該ブロック塀等が面する道路面からの高さを40センチメートル以下とする撤去工事を行う事業（当該撤去部分に新たにブロック塀又はフェンス等を設置しない事業に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、避難路等に面する危険ブロック塀等の撤去工事を、他の補助金等の交付を受けて実施する場合は、補助対象事業としない。

- (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。ただし、補助対象事業を行うとする危険ブロック塀の存する土地又は建物の所有者が異なる場合、物的担保の設定がなされている場合等において、危険ブロック塀等の撤去工事に関する同意が必要となる権利を有する者がいるときは、当該権利を有する者から同意を得られていること。
ア 危険ブロック塀等の存する土地及び建物の所有者又は当該所有者の相続権利者
イ 危険ブロック塀等、土地又は建物の管理者
ウ その他市長が認める者
(2) 補助対象事業を行うとする者が人である場合は前号に掲げる者及びその者の属する世帯の世帯員が市税（督促手数料及び延滞金を含む。この号において同じ。）等を滞納していないこととし、補助対象事業を行うとする者が法人である場合は当該法人が市税等を滞納していないこと。

- (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険ブロック塀等の撤去工事に要する費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額とし、20万円又は撤去するブロック塀等の長さに1メートル当たり1万2,000円を乗じて得た額のいずれか低い方の額を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、上天草市危険ブロック塀等撤去支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費が確認できる見積書及び見積内訳等の写し
- (3) 位置図、現況平面図及び現況写真
- (4) 申請者及びその者の属する世帯の世帯員の住民基本台帳及び市税等の納付状況の確認に係る同意書（様式第3号）
- (5) 危険ブロック塀等の存する土地及び建物の権利関係を明らかにする書類（登記事項証明書又は固定資産証明書等）
- (6) 補助対象事業を行おうとする危険ブロック塀の存する土地又は建物の所有者が異なる場合又は物的担保の設定がなされている場合等において、危険ブロック塀等の撤去工事に関する同意が必要となる権利を有する者がいるときは、上天草市危険ブロック塀等撤去支援補助事業実施に係る同意書（様式第4号）
- (7) 危険ブロック塀等の構造、延長及び高さを記入した現況構造図
- (8) 危険ブロック塀等の点検票（補強コンクリートブロック塀の場合は様式第5号。組石造の塀の場合は様式第6号）
- (9) 撤去計画図等の撤去範囲がわかる平図面及び構造図
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により提出する関係書類のうち、市長が特に必要がないと認めるものは、省略することができる。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、上天草市危険ブロック塀等撤去支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することを決定した者（以下「交付決定者」という。）に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要な指示を行い、又は条件を付することができる。

(契約の締結及び事業の着手)

第9条 交付決定者は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた後、補助対象事業に係る契約を締結し、当該補助対象事業に着手するものとする。

(事業内容の変更)

第10条 交付決定者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかに上天草市危険ブロック塀等撤去支援補助金交付変更承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金交付変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更の承認の可否を決定し、上天草市危険ブロック塀等撤去支援補助金交付変更承認（不承認）通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第11条 交付決定者は、第8条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた後、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、上天草市危険ブロック塀等撤去支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する事業中止（廃止）承認申請書の提出があったときは、上天草市危険ブロック塀等撤去支援事業中止（廃止）承認通知書（様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

(完了期日の変更)

第12条 交付決定者は、第8条第1項に規定する補助金の交付決定通知書に付された撤去工事の完了予定日までに補助対象事業が完了しないと見込まれるときは、速やかに上天草市危険ブロック塀等撤去支援完了期日変更報告書（様式第12号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（報告）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助対象事業の進捗状況について報告を求めることができる。

（完了実績報告）

第14条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、上天草市危険ブロック塀等撤去支援完了実績報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の全額を工事施工者に支出したことを証明する領収書及び内訳書の写し
- (2) 工事写真（工程毎）
- (3) 完成写真（遠景及び近景）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する完了実績報告書は、事業完了の日から20日を経過する日まで、又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（現地審査及び補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条第1項に規定する完了実績報告書の提出があったときは、速やかに現地審査を行い、補助金の交付決定（第10条第1項に規定する承認を含む。以下同じ。）の内容及びこれに付した条件（以下「交付決定の内容」という。）に適合しているか否かを審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付決定の内容に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、上天草市危険ブロック塀等撤去支援補助金交付額確定通知書（様式第14号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金の交付決定の内容に適合していないと認めるときは、交付決定者に対し、当該交付決定の内容に適合

するよう変更又は手直しの指示を行うことができる。

4 交付決定者は、前項の指示があつたときは、当該指示に従つて変更又は手直しを行い、市長の再審査を受けなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の再審査について準用する。

(補助金の請求及び交付)

第16条 前条第2項に規定する補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、補助金の支給を受けようとするときは、上天草市危険ブロック塀等撤去支援補助金交付請求書（様式第15号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書が適當と認めるとときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容等その他法令に違反したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、上天草市危険ブロック塀等撤去支援補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、上天草市危険ブロック塀等撤去支援補助金返還命令書（様式第17号）により、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(書類の整備等)

第18条 交付決定者は、補助対象事業に係る書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(完了後の報告等)

第19条 市長は、補助対象事業完了後において、補助の目的を達成するため

必要があるときは、補助対象事業に係るブロック塀等について調査し、又は交付決定者に対して報告を求めることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表1（第2条関係）

補強コンクリートブロック塀の点検表

| | 点検項目 | 点検内容 | 点検結果 | |
|----|----------------------|--|------|-----|
| | | | 適合 | 不適合 |
| 1 | 高さ | 2. 2メートル以下である。 | はい | いいえ |
| 2 | 壁の厚さ | 高さ2メートルを超える塀で、壁の厚さが15センチメートル以上である。 | はい | いいえ |
| | | 高さ2メートル以下の塀で、壁の厚さが10センチメートル以上である。 | はい | いいえ |
| 3 | 鉄筋 | 壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9ミリメートル以上の鉄筋が入っている。 | はい | いいえ |
| | | 壁内に径9ミリメートル以上の鉄筋が縦横80センチメートル以内で入っている。 | はい | いいえ |
| 4 | 控壁（高さが1.2メートルを超える場合） | 3. 4メートル以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出してある。 | はい | いいえ |
| 5 | 基礎 | 丈が35センチメートル以上で根入れ深さが30センチメートル以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある。 | はい | いいえ |
| 6 | 傾き、ひび割れ | 全体的に傾いていない、かつ、1ミリメートル以上のひび割れがない。 | はい | いいえ |
| 7 | ぐらつき | 人の力で簡単にぐらつかない。 | はい | いいえ |
| 8 | その他 | 塀が土留め壁を兼ねていない、かつ、玉石積み擁壁等の上に塀がない。 | はい | いいえ |
| 評価 | | 8項目のうち、1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要 | | |

※ わからない場合は不適合

※ 鉄筋が入っていない場合は、別表2「組石造の塀の点検表」を使用

別表2（第2条関係）

組石造の塀の点検表

| △ | 点検項目 | 点検内容 | 点検結果 | |
|----|---------|---|------|-----|
| | | | 適合 | 不適合 |
| 1 | 高さ | 1. 2メートル以下である。 | はい | いいえ |
| 2 | 壁の厚さ | 各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1／10以上ある。 | はい | いいえ |
| 3 | 控壁 | 4メートル以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある。 | はい | いいえ |
| 4 | 基礎 | 根入れ深さが20センチメートル以上ある。 | はい | いいえ |
| 5 | 傾き、ひび割れ | 全体的に傾いていない、かつ、1ミリメートル以上のひび割れがない。 | はい | いいえ |
| 6 | ぐらつき | 人の力で簡単にぐらつかない。 | はい | いいえ |
| 7 | その他 | 塀が土留め壁を兼ねていない、かつ、玉石積み擁壁等の上にない。 | はい | いいえ |
| 評価 | | 7項目のうち、1つでも不適合があれば、組石造の塀の安全対策が必要 | | |

※ わからない場合は不適合